

平成 28 年第 5 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 7）

堺 市

目 次

	頁
議案第 156 号 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第 157 号 堺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	7

平成28年第5回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

平成28年12月20日

堺市長 竹山修身

議案第 156 号 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 157 号 堺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 の一部を改正する条例

第1条 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条の4第1項中「満たない子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として市長が定める者を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第2項中「前期過程」を「前期課程」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 前3項の規定は、第12条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。

この場合において、第1項中「3歳に満たない子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として市長が定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員が、市長の定めるところにより当該子を養育する」とあり、第2項中「小学校又は義務教育学校の前期課程への就学（以下この条において「小学校等就学」という。）の始期に達するまでの子のある職員が、市長の定めるところにより当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校等就学の始期に達するまでの子のある職員が、市長の定めるところにより当該子を養育する」とあるのは、「第12条第1項に

規定する要介護者のある職員が、市長の定めるところにより当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

第8条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第12条第1項中「もの」の次に「(以下「要介護者」という。)」を加え、「勤務しない」を「要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しない」に改め、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第12条の2 任命権者は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められるときは、その職員に対し、介護時間を与えることができる。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、堺市職員の給与に関する条例第27条ただし書の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条本文に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第2条 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条の4第1項及び第4項中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の第12条第1項の規定により介護休暇の付与をされた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第1条の規定による改正後の第12条第1項に規定する指定期間については、任命権者の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する 条例の一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）の一部改正により、介護のため 1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇が新設されたこと等に伴う所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものであること。
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部改正に伴う所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

平成 29 年 1 月 1 日から施行するものであること。ただし、前項第 2 号の改正に係る規定については、平成 29 年 4 月 1 日から施行するものであること。

堺市職員の育児休業等に関する条例の 一部を改正する条例

第1条 堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア（イ）を次のように改める。

（イ）その養育する子（育児休業法第2条第1項本文に規定する子をいう。以下同じ。）

が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第4号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「の1歳到達日（）」を「が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（）」に改める。

第2条の2第3号中「が1歳6か月に達する日」を「の1歳6か月到達日」に改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項本文の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

（1）育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置が解除された場合

第11条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第24条第2項中「をいう。）を承認されて」を「という。）又は勤務時間条例第12条の2第1項の規定による介護時間の付与をされて」に改め、「当該育児休暇」の次に「又は当該介護時間」を加え、同条第3項中「育児休暇」及び「当該育児休暇」の次に「又は介護時間」を加える。

第2条 堺市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

堺市職員の育児休業等に関する条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）の一部改正により、育児休業等の対象となる子の範囲が拡大されたこと等に伴う所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものであること。
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部改正に伴う所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

平成 29 年 1 月 1 日から施行するものであること。ただし、前項第 2 号の改正に係る規定については、平成 29 年 4 月 1 日から施行するものであること。

**平成 28 年第 5 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その 7）**

平成 28 年 12 月 発 行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
Tel 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市行政資料番号

1-B2-16-0063

